

平成18年5月18日

各 位

セ キ 株 式 会 社
取 締 役 社 長 関 啓 三
(J A S D A Q ・ コード 7 8 5 7)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 経 営 管 理 本 部 副 本 部 長
藤 原 武 彦
T E L 0 8 9 - 9 4 5 - 0 1 1 1

内部統制システム構築に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条4項6号)

当社は、株主価値の最大化と株主や取引先から評価され、永続的な発展と成長を続けることを目指し、経営を効率化し、経営責任を適切・公正に遂行するため、絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の見直しと改善に努めております。

また、適時かつ正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンス、監視・チェック機能の強化、有効性の確保及び内部統制及びリスク管理の徹底を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものいたします。

取締役の職務の執行に係る情報・文書につきましてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものいたします。

前二項に係る事務は担当取締役が所管し、1)の検証及び見直しの経過、2)のデータベースの運用及び管理について、定期的にと取締役会に報告するものいたします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条1項2号)

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、代表取締役社長のもと、リスク管理部門として経営管理本部がリスク管理活動を統括し、規程の整備と検証・見直しを図っております。

また、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を設けております。現在5名の人員により、内部監査規程に基づき、法令遵守、内部統制の有効性と効率性、財務内容の適正開示、リスクマネジメント等の検証について、各部門、工場等の監査を定期的を実施し、評価、指導する体制を取っております。また、損失の危険に係る事案について、法律上の判断を必要とする場合においては、顧問弁護士より速やかに専門的な立場からの助言をうけることのできる体制を確立しております。

当社は、当社の決定事実(中間決算・四半期決算を含む)・発生事実及びその他の会社情報について、経営管理本部長が各部門から報告を受け、経営管理本部を中心に開示諸規程等に基づき開示の内容等を検討し、開示内容によっては会計監査人、顧問弁護士とも十分に協議を行い、取締役会において決議した後に、経営管理本部長の指示により、情報開示・公表担当部門である経営管理本部総務チームが開示・公表しております。なお、緊急を要する場合等においては、上記の手続きにかかわらず、経営管理本部長が代表取締役社長の承認を得た後に、情報開示・公表担当部門から開示・公表することとしております。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項3号)

当社は、当社の規模と機動性を勘案し、現在代表取締役社長、代表取締役副社長、取締役相談役2名及び取締役5名の計9名で取締役会を構成しております。毎月1回の定例会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務遂行を監督しております。また、執行役員制度導入により、現在3名の執行役員を選任し、執行役員は適正な権限委譲のもと業務執行に当たっております。

取締役会への付議議案につきましては、取締役会規程により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料について事前に全役員へ配布され、各取締役が取締役に先立ち十分な準備ができる体制を取ることとしております。

日常の職務執行に際しましては、組織規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が効率的に業務を遂行できる体制を取ることとしております。

5．使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条1項4号)

当社はインサイダー取引の防止等について、情報管理規程並びに内部者取引管理規程を制定し、その防止を図っております。また、役員・社員を対象にインサイダー取引規制に関するビデオ・書面等を活用し、その趣旨をの周知に努めております。また、個人情報保護法のもと個人情報保護方針を制定し、情報メディアを基盤とした事業活動を通して、顧客より受託する

業務の範囲内で個人情報を取り扱い、JIS Q 15001（プライバシーマーク）に基づく個人情報の適切な保護に努めております。

6．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第100条1項5号）

当社は、企業集団統括の主管部門である経営管理本部が関係会社管理規程に則り、企業集団の管理を行っており、企業集団の業務の適正について内部監査室の協力を得て、その業務執行の状況について評価および監査を行っております。企業集団において損失の危険が発生し、当該事実を把握した場合には、損失の危険の内容、損失の程度および当社に及ぼす影響等について直ちに当社の取締役会に対し報告する体制を確保しております。

なお、当社は本日現在において、親会社を有しておりません。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（会社法施行規則第100条3項1号）

監査役会がその職務を補助する社員を置くことを求めた場合には、当該社員を配置するものとし、配置に当たって組織、人数、その他具体的な内容については監査役会と協議し、その意見を十分考慮の上、検討するものとしております。

なお、当社は本日現在において、監査役会よりその職務を補助する社員を置くことについて求められておりません。

8．監査役職務を補助すべき使用人の取締役から独立性に関する事項

（会社法施行規則第100条3項2号）

監査役職務を補助すべき社員の任命・異動については、監査役会の同意もって行うものいたします。また、監査役を補助すべき社員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当該評価については監査役の意見を聴取するものいたします。

9．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（会社法施行規則第100条3項3号）

取締役および社員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものいたします。なお、主な報告および情報提供としては次のとおりいたします。

- 1) 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
- 2) 企業集団の監査役の活動状況
- 3) 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- 4) 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- 5) 監査役から要求された契約書類、社内稟議書および会議議事録の回付

10 . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条3項4号)

監査役は取締役、執行役員および重要な社員に対し適宜ヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査室及び会計監査人と協議又は意見交換を実施することができる体制が確立しております。また、監査役が監査役会規程に基づき、取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報を入手するための体制を確立しております。

以上